

# 吉野町行財政改革 重点プラン2010

## (実施計画)

平成22年度末進捗結果

吉野町

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## A:行政サービスの選択と集中の推進【1】行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検

小項目		課題等における概要	重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容				
			大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで	
ア.	支払事務の簡素化	・電話料金支払事務の簡素化	財務課	A	1	電話料金の支払い事務を簡素化する。	平成23年3月末	各課の支払事務を削減するため、電話料金の支払い方法を預金口座振替による方法に変更する。	本年度中に事務手続きを策定し、平成23年度より支払方法を口座振替に変更する。
		12月末の進捗見直し				債権者及び債権数の調査及び整理を実施する。	平成22年12月末	各課等から請求書等の写しを提出してもらう。	債権者及び債権数の調査及び整理を実施する。
		3月末の進捗状況							各課等から請求書を入力し、債権数を確認すると共に債権先(NTT西日本、NTTコミュニケーション、KDDI、NTTドコモ等)の各口座振替振替決済日等に関する事務を確認した。
		・源泉徴収事務の簡素化	財務課	A	1	源泉徴収事務を簡素化する。	平成23年1月末	源泉徴収事務の効率を向上(迅速、正確)させるため、電算化する。	平成23年1月より実施する。
		12月末の進捗見直し				システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せ	平成22年12月末	システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せを実施する。	システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せを実施する。
		3月末の進捗状況							システム改修は完了した。
イ.	コミュニティバス運行の見直し	本年度は、平成21年6月より国交省の補助事業により実施している3年間の実証運行の2年目にあたる。平成24年の本格運行に向けて持続可能な公共交通システムを構築するため見直しが必要がある。利用料については、これ以上値上げすると短区間の利用者等が減り、全体での利用料の減少が予想される。このため、通学・通勤利用者を対象としたPRを実施し、新規利用者の開拓を行い利用率のアップを図りたい。	協働推進課	A	1	・利用率の低い便や路線の減便やデマンド(事前予約制)化。 ・現在、利用が少ない高校生、大学生、通勤者への利用拡大。	平成23年3月末	運行委託業者からの利用実績報告を元に利用者数の少ない路線については、減便やデマンド(事前予約制)化を図る。また利用者の拡大を図るため、朝の上市駅へのマイカーによる送迎(高校生や学生、通勤)に対しての無料乗車券の配布等のPR活動を行う。	対平成21年度利用者数の10%アップを目指す。
		12月末の進捗見直し				高校生を対象とした、通学手段に関する事態調査を実施した。	平成22年10月19日	大和上市駅において、近鉄を利用して通学する高校生及び、高校生をマイカーで送迎する家族に対し、スマイルバスの利用に関するアンケート調査と無料乗車券の配布を実施した。	
		3月末の進捗状況				比較的利用の少ないCコースの土曜日、殿川地区については、デマンド運行を実施する。利用状況調査から利用の少ない第2、4土曜日の運行を取りやめる。高校生を対象に実施した、アンケート結果の基づき大和上市駅発の19時代の便を運行する。	平成23年3月22日	平成23年1月に開催された吉野町地域公共交通協議会に承認を得て、3月22日にダイヤ改正を行う。	利用者数においては、平成21年度と同程度にとどまった。
ウ.	総合計画(実施計画)を進捗管理する仕組みづくりと情報公開	総合計画の計画体系(基本構想-基本計画-実施計画)の進捗管理を可能にする施策評価・事務事業評価の仕組みづくりが必要である。PDCAサイクル(計画-実行-評価-改善)を構築することにより、実施計画の業績に基づく検証・その結果に基づく改善を行い、計画の修正・見直しを可能にする。また、計画の進捗度を毎年度、住民に情報提示することにより、協働のまちづくりを明確に行政として示す姿勢が求められている。	財務課	A	1	総合計画(実施計画)の進捗管理を可能にする仕組みづくりと住民への公開のあり方を確立する。	総合計画の全体像が見えてきた段階(12月頃)から2月にかけて、作業を行う。	総合計画の全体像を押さえながら、計画初年度予算となる平成23年度予算編成事務の進め方に織り込めるよう進めていく。	平成23年度予算執行から、実施計画で掲げる当該年度の目標施策・事務事業における行政評価(まずは内部評価から)をスタートする。
		12月末の進捗見直し				PDCAサイクルを構築するうえで、「評価」のものさしである目標指標づくりに苦慮している。事務事業評価を導入するにあたり、職員の意識改革やスキルアップが必要となっている。	12月末見直し	総合計画前期基本計画の素案がまとまりつつあるなかで、計画施策体系にそった事務事業毎の目標指標の設定作業を進めている。	事務事業の目標指標設定作業を終え、前期基本計画策定シートを確定する。このシートが、今後の事務事業評価を行っていく上での基礎シートとする。
		3月末の進捗状況							目標指標の設定作業及び基礎シートの作成は済み。ヒアリング時までに再精査を行い精度を高めていく。

## A:行政サービスの選択と集中の推進【2】業務プロセスによる行政サービスの向上

小項目		課題等における概要	重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容				
			大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで	
ア.	集会所等の改修補助金一元化	施設の建設時の経緯等により、所管が分かれる施設について、担当課が違ふことで対応が違ったり、二重補助等となる可能性がある。指定管理に移行してはいるが、町の管理部門を一元化する必要がある。	まちづくり振興課	A	2	関係各課と調整を計り、二重補助の防止も含め、補助金窓口の一元化を図るとともに、補助金の交付の方針となる要綱等を整備する。	平成22年9月末	補助金メニューの洗い出しと役場内関係課の調整。	平成23年度予算への反映。
		12月末の進捗見直し				関係各課における対象補助金の洗い出しを行う必要あり。	出来るだけ早く	各補助金の要綱も含めて見直し、一本化が必要になると考えるが、調整に時間が必要と考えるので、23年度予算への反映は厳しい。	要綱、予算の一元化に向けての、調整会議の開催
		3月末の進捗状況							調整会微開催予定であったが、出来なかった。
イ.	特定健康診査受診の向上	平成20年度から開始され、新行財政改革プログラムには掲載されていなかった事業。平成21年度は、計画目標50%に対し、約24.5%の受診率で数値確定の見込みであるが、目標年度の平成24年度に、65%の達成をめざし、できる限りの工夫(次年度取り組み内容等)を凝らして受診率の向上を目指す。	町民課	A	2	吉野町国民健康保険被保険者(満40歳~74歳)対象の特定健康診査受診率を平成22年度の特定健康診査等実施計画目標値にまで向上させる。	平成23年3月末	・複数回(5月下旬、9月初旬、1月初旬頃)の受診勧奨、案内文章の送付 ・集団健診の土日開催(6月~7月) ・ガン検診との同時開催(10月) ・人間ドッグの助成(助成額上限20,000円)実施等を通じて受診率の向上を図る。 ・受付期間の2ヶ月間延長(通常1月末迄を3月末迄)	対象者約2,500名に対して、55%(約1,400名)の受診を目指す。 よって特定健康診査実施率・特定保健指導の実施率・メタボの該当者と予備軍の減少率向上を目指す。結果、平成25年以降達成率に応じて加算減算される後期高齢者支援金(±10%)の支出削減を図る。
		12月末の進捗見直し				平成22年度計画目標値 受診率 55%の達成を目指して取り組んでいる。	平成23年3月末	平成22年10月末時点 集団健診受診数約240人、個別健診受診者数 約90人 平成22年12月末頃の見込 約350人見込(受診率約15%)	平成22年度として、土日開催やがん検診との同時開催、人間ドッグの助成開始等を行っているが、前年同期と比べ約50人の増加、約2.2%上昇の受診率(率)状況である。よって更なる受診の動員と啓発が必要である。
		3月末の進捗状況				平成22年度計画目標値 受診率 55%の達成を目指して取り組んだ。	平成23年3月末	・複数回(5月下旬、9月初旬、1月初旬頃)の受診勧奨、案内文章の送付(1月は年賀ハガキで推奨) ・集団健診の土日開催(6月~7月) ・ガン検診との同時開催(10月) ・人間ドッグの助成(助成額上限20,000円)実施等を通じて受診率の向上を図る。 ・受付期間の2ヶ月間延長(通常1月末迄を3月末迄)	受診対象者:2,388名 受信者数:465名 受信率:19.47%

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## A:行政サービスの選択と集中の推進 【3】組織・機構の簡素化・効率化

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容						
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで			
ア.	第4次総合計画の実現に向けた組織・機構の見直し		総務課	平成18年4月以降、2度の機構改革を実施した他、副町長制の導入や庁舎レイアウトの変更を行うなど、町民に分りやすい組織として見直しを随時行ってきた。今後も時代の要請に応じて常に見直しの検討を続けていく。平成22年度においては、策定中の第4次総合計画の方向性も踏まえながら見直しを検討していく。	A	3	策定中の第4次総合計画の方向性も踏まえながら組織・機構の見直しを検討していく。	平成23年3月末	第4次総合計画策定の進捗にあわせつつ、且つ奈良県の組織機構の形も参考に、企画政策課と連携しながら新たな組織機構の形を検討する。	平成22年11月までに概略をまとめ、検討結果により平成23年4月からの実施を目指す。			
		12月末の進捗見直し							吉野町課設置条例の改正。	平成22年12月議会に上程	組織機構についての改革意見を職員に公募し、その意見を基本に各課の意見を収集し検討のうえ政策会議で決定。	課の設置・課の事務分掌決定。	
		3月末の進捗状況							吉野町課設置条例改正済。	平成23年3月末	課設置条例及び規則に基づき	平成23年4月1日稼働。	
イ.	就学前教育の充実	・保育所の効率的な運営	教育総務課 (子育て支援室)	人事交流、共通保育を実施し幼保一元化に向けた運営を図る。	A	3	幼保一元化に向け、今年度は6回の共通保育を実施し今後その回数を増やしていく。	平成23年3月末	6回の共通保育を実施し幼保一元化に向けた課題を分析する。	幼保一元化に向け保育士等の意識づけが確立するまで。			
		12月末の進捗見直し							6回の共通保育のうち、2回実施 5月19日場所:吉野保育所・吉野幼稚園 対象児:4・5歳児のみ 6月11日場所:わかば幼稚園 対象児:4・5歳児のみ 10月15日吉野幼稚園 対象児:3~5歳児 11月19日わかば幼稚園 対象児:4・5歳児 吉野幼稚園 対象児:3歳児 12月初旬 吉野幼稚園 対象児:3~5歳児	平成23年3月末	6回の共通保育を実施し幼保一元化に向けた課題を分析する。保育所・幼稚園の保育者の幼保一元化に向けた認識の差があるため、平準化する必要がある。	人事間交流の推進により幼保一元化に向け保育士等の意識づけは、進みつつあるが保育所、幼稚園の保育内容、運営の違いがあり、統一に向け双方の改善・理解が必要。	
		3月末の進捗状況							共通保育を実施し、幼稚園・保育所の指導方法等についての見直し、相互理解の協議を図る。	平成23年3月末	学年別部会において、共通保育の研修・反省・評価及び課題を協議。	職員間の交流は時間を共有することで互いを尊重することができ、反省・評価が今後の活動に向けての方向性に反映させる。	
		・就学前教育の充実	教育総務課 (子育て支援室)	平成21年度に改修した、吉野幼稚園・吉野保育所を中心に、共通保育を実施する中で幼保一元化施設や運営体制を検討、「幼児園」設置に向けた計画の立案が必要である。その際、集団の適正化や小学校の在り方を見通した計画にする。平成21年度作成した幼稚園・保育所統一教育保育課程を活用し、具体的な指導計画を作成するとともに幼稚園と保育所の運営内容や行事等を見直し、国の動向を注視しながら就学前の子どもの健全育成を図る必要がある。	A	3	幼保一元化施設「幼児園」の基本計画を作成する。	平成23年2月末	幼稚園・保育所の共通保育等の実施から課題分析を行い、検討委員会での審議内容と併せて計画を作成する。	国の動向に合わせて修正ができるよう、柔軟性のある計画を作成する。			
		12月末の進捗見直し							共通保育を実施し、幼児園については国の動向を見守る	5月19日・6月11日・10月15日11月19日実施済12月10日・1月20日実施予定	幼稚園・保育所統一教育保育課程に基づき、職員の相互研修と共通保育を実施する。共通保育の実施により、成果・課題の検証をする。	共通保育を6回実施 それ以外に2回程度、幼稚園・保育所の園児の合同活動を行う。	
3月末の進捗状況			共通保育を実施し、幼児園については国の動向を見守る			共通保育を実施し、幼児園については国の動向を見守る	共通保育を6回実施、幼児園については国の動向を見守る	共通保育の実施により、成果・課題の検証を行った。	共通保育を6回実施 それ以外に2回の幼稚園・保育所の園児の合同活動を実施。				
ウ.	望ましい学校給食の維持と充実		教育総務課	学校給食の意義と目的、衛生管理や安全性を確保しながら、給食運営の効率化と「食」に関する指導や地産地消を活用し、郷土に愛着と誇りがもてる「生きた教材」としての学校給食充実を図る。	A	3	学校給食と「食」と地産地消のかかわりや運営の方法についてそれらの調査を行う	平成22年12月末	学校給食と「食」と地産地消の関わりや運営の方法について、それらの調査を行う。	本町の子ども達の実態に即した適切で安全な給食が提供できる方向が選択できる程度。			
		12月末の進捗見直し							安心安全な学校給食の実施及び食育教育の推進を目的として吉野「恵めぐみ味」計画事業を本格化させる。またあわせて学校給食運営の効率化・充実化を図る。平成21年11月より地元産野菜を学校給食に試験供給を開始。平成22年6月より本格供給を5人の生産者により開始。			学校給食で使用される野菜のうち、地元で供給可能な野菜の調査を実施。あわせて、納品可能者の調査を実施。それにもつづき、生産者組織である、『農(みのり)の達人』を組織し、納品品目の選定を栄養教諭の協力を得て実施。	6月～2月の期間で納品可能な旬の野菜を学校の注文に基づき納入。納品野菜の単価については、町内小売業者と比較して、1kgあたり最低約100円程度安価で納入。また吉野中学校の自校炊飯については、炊飯手数料分が、生徒減による収入減分をカバーする結果となっている。
		3月末の進捗状況							概要は12月末の進捗見直しと同じ			学校給食で使用される野菜のうち、生産・納品可能な地元産野菜5品目について、6月から2月にかけて生産者組織「農の達人」において納品を実施し食育推進を目的に、生産場所の見学・生産者の学校訪問を実施。	農の達人が納品する野菜の納入価格を、小売価格が安価になるよう納入価格決定方法を確立。上記以外の野菜等の納入価格が安くなるように、食材納入業者との納入価格に関する協議を、町内幼小中合同で実施。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## A:行政サービスの選択と集中の推進【4】公共施設の有効利用

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容							
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで				
ア.	老人福祉センターの効率的な運営	12月末の進捗見直し	長寿福祉課	現在指定管理を行っているが、指定管理者と業務内容の適正化を図る。	A	4	老人福祉センターの適正化、効率化を図る。	平成23年3月末	指定管理者と定期的に会合を持つ。	指定管理料の有効な使途等を含め、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理する。			
		3月末の進捗状況								指定管理者と定期的に会合を持った。(4月16日、5月20日、6月25日、7月20日、8月20日、9月24日、10月29日、11月19日)	指定管理料の有効な使途等を明文化し、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理しつつある。		
										指定管理者と定期的に会合を持った。(12月22日、1月21日、2月22日、3月23日)	指定管理料の有効な使途等を明文化し、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理できた。		
イ.	国栖の里総合センターの利活用策	12月末の進捗見直し	まちづくり振興課(観光交流室)	関係地区と協議を重ね有効的な活用を検討する。	A	4	国栖の里観光協会による有効利用。	平成23年3月末	観光協会の活動とのなかで平成23年度3月末までに検討をおこなう。	国栖の里観光協会、国栖自治会、行政等の関係機関と協議をおこない有効な利用を検討する。	国栖の里総合センターとして効率的で有効な利用方法の決定をする。		
		3月末の進捗状況								運営委員会の結果をふまえ、再検討の必要あり			
													有効な利用方法の決定に至らなかった
ウ.	中竜門地域振興センターの利活用策	12月末の進捗見直し	総務課	関係地区と協議を重ね有効的な活用を検討する。	A	4	中竜門地域の振興を図る拠点施設づくり。	平成23年3月末		地域検討委員会等の組織を立ち上げ、有効利用について検討する。	有効な利用方法を決定する。		
		3月末の進捗状況								当施設は補助事業の関係から複合施設となっており児童館は地元管理で事務所のみ使用。	現時点では施設の有効利用について中竜門地区区長会と協議している。		
											地域内に特養施設建設中であり、施設との連携を模索しながら最良の活用方法を検討しているところである。	有効な利用方法の決定には至っていない。	
エ.	廃校舎の有効活用	12月末の進捗見直し	教育総務課	活用の決まっていない旧国栖幼稚園、旧国栖小学校は解体撤去も視野に入れながら進めていく。旧中庄幼稚園は、役場の書庫として活用中。旧吉野山幼稚園の跡地は、教育財産から町の普通財産へと移行させ、町全体としての有効活用を行う。	A	4	活用策の決まっていない廃校舎における活用方策について。	平成22年12月末		町の普通財産として活用する方向を検討する。	町全体としての合意形成を図る。		
		3月末の進捗状況								教育研修所(旧上市幼稚園)は、平成23年3月末までに解体予定。	旧国栖幼稚園、旧国栖小学校の利活用について	地元区長に対して	旧国栖幼稚園、旧国栖小学校の利活用について、検討を依頼。
										教育研修所(旧上市幼稚園)は、平成23年3月末に解体完了。	教育研修所の借地について	土地所有者と協議をして	借地を土地所有者に返却した。

## A:行政サービスの選択と集中の推進【5】公共工事の見直し

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容							
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで				
ア.	道路新設改良事業について	12月末の進捗見直し	まちづくり振興課	新設改良事業については、H21年度以降は新設舗装事業のみの取り組みとなっているが、依然新設改良事業に対する要望は多い。H22年度以降も過疎対策事業が継続される中、過疎計画への反映も含め、採択基準や採択の決定手段の整備を図る必要がある。また、以前より各地区に定めた受益者負担を伴わない路線の取り扱いについても検討する。	A	5	過疎計画に盛り込むべき、道路の新設改良について判断を行う。	平成22年9月末	過疎計画の作成スケジュールに準じる	現在要望を受けている新設改良事業について、精査する。	今後の過疎計画の見直しに併せて、変更、見直しを実施する。		
		3月末の進捗状況								予算査定を得て、必要性、緊急性を判断			22年度中に採択基準を作成

## A:行政サービスの選択と集中の推進【6】情報化による行政サービスの向上

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容								
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで					
ア.	ケーブルテレビCM放送の実施	12月末の進捗見直し	協働推進課(広報広聴室)	奈良テレビ放送(株)を広告代理店とする、奈良県内の地域限定であるケーブルテレビ放送エリアを利用した動画CM、及び静止画CM放送の実施。ケーブルテレビでCM放送を希望する広告主(クライアント)が、広告代理店(奈良テレビ)に広告制作・放送を依頼し、広告代理店からCM放送完パケがケーブルテレビ局に搬入される。そして代理店から指定された放送期間にCM放送を実施する。ケーブルテレビ局は放送完了後に放送確認書を提出し、広告代理店からCM放送料を受け取る。(原則、行政CATV局は民間会社のCM制作には一切関わらない)	A	6	ケーブルテレビ広告放送基準要綱の策定	平成22年9月末		奈良テレビ放送(株)と協議する。	奈良テレビ放送株式会社とCM放送代理店契約を締結する。			
		3月末の進捗状況								ケーブルテレビ広告放送規程要綱の策定	平成22年12月末	奈良テレビ放送(株)と協議する。	奈良テレビ放送株式会社とCM放送代理店契約を締結する。	
														当初、奈良テレビ(株)より提示された広告代理店方式は、その後の社内方針の変更により、3月に不可能となった旨の回答が正式に示された。これにより広告代理店方式は解消される結果となった。この結果を受け、年度末の幹部会議にCATVによるCM放送の基本方針を説明し了承を得られた。しかし、既に制定されている吉野町の広告規定が、現状の吉野町の広告事業に合致していない部分が多く、また事業収入を得るために、正式に条例制定を検討すべきとの意見が出され、その必要性を検討中である。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【1】中長期的な展望に立った財政運営

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容						
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで			
ア.	企業誘致の推進		協働推進課	<p>企業誘致優遇制度は、過疎法の改正に合わせて変更を検討していくが、吉野町独自の優遇制度について検討をはかる。吉野町の場合、都市部からのアクセスや企業に紹介・斡旋できる工業団地等のまとまった土地がないことから、大規模な企業、工場の誘致は困難であるが、「吉野」というブランドイメージと自然環境をアピールし誘致を図っていきたい。またその立地に向けて各種許認可の調整や規制緩和の検討を個別に対応を進めていくことが重要であると考え。</p>	B	1	過疎法の改正に伴う優遇制度の創設・町独自の優遇制度の創設	平成23年3月末	過疎法の改正に合わせた制度と、町独自の優遇制度を創設して	1つ以上の企業誘致を達成する			
		12月末の進捗見通し					町独自の優遇制度の導入に向けて、調査・研究を行っている。						
		3月末の進捗状況					旧中竜門小学校跡地の有効利用策として、特別養護老人福祉施設(50床)の誘致を行い、地域雇用の拡大と地域経済の活性化を図る。			旧中竜門小学校跡地の有効利用策として、社会福祉法人 太陽の村の特別養護老人施設を誘致する。	平成23年3月末	地元中竜門地区への説明会の開催や隣接者への協力依頼をおこなった。また、土地の賃貸借契約において、賃料の免除期間を設けるなどの優遇策を実施した。	1つの企業誘致を達成した。
イ.	中期財政運営計画の立案		財務課	<p>第4次総合計画を策定するにあたり、計画を実行する財源の裏付けをシミュレーションすることが必須となっている。自治体を取り巻く環境は激しく変化しているが、本町における過去の財政状況を詳細に分析し、その推移データを基に固定費となる経常経費を導きだし、計画実現に向けて、所要財源額との乖離を明確にする作業が必要となっている。</p>	B	1	総合計画策定と連携して中期財政運営計画を立案する。		総合計画の基本構想が明確化される9月までに財政分析を終え、以降、計画の財政シミュレーション、12月までには、中期財政運営計画を立案する。	財政分析については、平成元年から当該年度の22年間分の財政情報を基礎とする。シミュレーションにあたっては、歳入の伸び率等(3バターン: 下降・現状・向上)を設定して、作業を行う。中期財政計画についても同様とする。また見直し可能なわかりやすい試算方法等を他自治体の事例を研究しながら進めていく。	総合計画と一体となった中期財政運営計画を立案、公表する。		
		12月末の進捗見通し					前期基本計画の財政チェックとなる財政計画の作成作業を終えることができた。今後は、この財政計画を、実施計画(現計予算)と連携して、毎年度ローリングしていき、5ヶ年の見直しを中期財政計画として、常に更新していく必要がある。			総合計画策定と連携して中期財政運営計画を立案できた。	11月末	前期基本計画に掲げる事務事業の財政的な裏付けとなる財政計画を作成し、実効性のある総合計画として、確立する。	総合計画と一体となった計画時の財政計画の完成
		3月末の進捗状況											総合計画と一体となった「吉野町中期財政計画」を策定することができた。今後、総合計画と時期あわせて、公表していく。
ウ.	次期行財政改革プラン策定		財務課	<p>これまでの吉野町新行財政改革プランは、主に単年度収支の財政運営を維持するための財源捻出を目的とする量による削減改革であった。財政状況が依然厳しいなか、これまでの取組目的に加えて、第4次総合計画の策定と同時期とする新たな中期的行財政改革プランの策定は、総合計画で掲げる目標達成の手立てとして機能することが求められている。</p>	B	1	第4次総合計画策定と連携して、平成23年度以降の中期的な行財政改革プログラムの策定を行う。		第4次総合計画策定と連携して、9月以降に骨子づくり、プランの全容を3月定例議会に報告。4月広報で住民に周知。	行財政重点改革プログラム2010の実施を踏まえつつ、新たな計画目標実現に向けて、各課等のヒアリング等を通して中期目標を設定する。あらためて体系化したうえで、検証可能な仕組みを整えていく。	総合計画と一体となった行財政改革プランを策定、公表する。平成23年4月から稼働させる。		
		12月末の進捗見通し					次期行財政改革プログラム策定における新行財政改革大綱の見直し、5ヶ年の中期見直しにおけるプログラム、単年度実施プログラムの行財政改革システムの構築が必要である。			吉野町重点改革改革プラン2010の12月末までの進捗状況を把握しながら、次期行財政改革プログラムの策定作業を併行して行っているところ。行革大綱の見直し、今後の事務事業評価制度に必要な目標指標の設定作業を具体化している。	12月末迄	重点改革プログラム2010の体系に基づき、次期行財政改革への大綱の見直しを進めながら、新プログラムの策定基礎資料を各課へ照会している。	行財政改革大綱と次期行財政改革プログラム(第2次吉野町行財政改革プログラム)は、第4次総合計画前期基本計画と連動する。
		3月末の進捗状況											吉野町第2次行財政改革大綱(素案)は、3月末までに策定済み。吉野町重点改革プラン2010の年度末の進捗・成果を反映させた、吉野町第2次行財政改革プランの最終調整を行い、総合計画とあわせて稼働を行う。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【2】財源の確保 ①

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容								
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで					
ア.	税の収納率の向上	税務収納課		インターネット公売は増収に繋がるが、精通者育成の体制作りが必要。口座振替納付については窓口や納付書送付時に振替依頼書を同封して勧奨をしている。県の連携支援については、県に移行して差し押さえをする文書を送付したことで反応は大きく、話し合う機会ができて分納誓約等の納付管理がきちりできるようになったが、収納率の向上にまでは至っていない。	B	2	滞納整理を確実にすることで収納率の向上を目指す。	平成23年3月末		県個人住民税滞納整理室と連携支援の協定を結び、住民税に係る部分については昨年できなかったところを県の指導を受けて、その他の税については滞納整理の為の年間スケジュールを作成の上、町独自で預金差し押さえ等の整理をして収納に繋げる。	滞納繰越見込額52,000,000円に対して28%の収納率を目指す。				
												12月末の進捗見通し	平成23年3月末	5班編成で滞納者に対して、電話や訪問を行い収納を図る。分納誓約を交わして時効の中断と確実な収納を促す。	平成22年12月末 滞納繰越額の20%の収納率予定
												3月末の進捗状況	平成23年3月末	1月から課税時期になったため5班編成での体制は取れなかったが、22年度の税の納期限が終わったため悪質者に対して差押えを行った。(生命保険1件、預金6件内4件執行・2件全額納付のため解除)	平成23年3月末 滞納繰越額 24.57%の収納率 平成23年5月末 滞納繰越額 24.84%の収納率予定
	税・使用料等収納率の向上	上下水道課		過年度滞納繰越分について、平成21年度3月末と平成22年度3月末を比較すると、約15%を回収し縮減した。収納率の向上については、時期等にかかわらず、毎年度重点的な目標としている。	B	2	上下水道料金の滞納分の収納率の向上	平成23年3月末		滞納者宅を訪問し、料金支払について督促すると共に、必要な場合は給水停止等の法的な措置をとりながら、滞納整理を進めている。	滞納分の収納率を10%以上とする。				
												12月末の進捗見通し			平成22年10月末現在、滞納分の収納率12.5%となっている。
												3月末の進捗状況	平成23年3月末		平成22年度における滞納分の収納率は、20.6%となった。
	介護保険料収納率の向上	長寿福祉課		現年分の滞納をまず減らし、過年度については分納誓約による徴収で滞納分を減少させる。	B	2	介護保険料の収納率の向上を図る。	単年度毎		納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したのものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。	滞納分の収納率を10%以上とする。				
												12月末の進捗見通し			平成22年度9月末で滞納繰越分残高795万円。上半期で目標の50%を達成。(当初調定額835万円)今年度中に収納率10%以上の達成を目指す。
												3月末の進捗状況			不能欠損処理をしたため、滞納繰越分残高3,835,440円となり、収納率53%となる。
イ.	適正な受益者負担のあり方検討	まちづくり振興課	急傾斜の受益者負担金については、負担率の見直しがなされたが、起債の充当等受益者の負担軽減に関する検討が十分とは言えない。補助事業、単独事業全てに関して負担の在り方並びに軽減について、再度検討する。	B	2	受益者負担金・寄付金に関する要綱の制定	本年度において、県単補助の急傾斜事業が実施されることもあり、起債申請も含め7月中を目処に方針を定めたい。		起債の充当率、参入率を参考にとりあえず早急に急傾斜の負担金の率を定める。また負担金・寄付金を徴収する事業を洗い出し、適正な負担率を定める。	平成22年度中に要綱を作成する。条例化が必要なものや条例変更が必要なものは、適宜作業を進める。					
											12月末の進捗見通し		23年度予算作成に必要な部分について、11月中旬に整理		
											3月末の進捗状況			負担の在り方及び軽減について、検討しているところであり、要綱を制定するには至っていない。	
	施設使用料の見直し(吉野町中央公民館・吉野運動公園)	社会教育課	中央公民館の使用料について見直しを行ったが、住民のサークル活動の拠点となっていることから、その使用料については、活動の保障という観点から減免措置を講じる。町の補助金対象団体である町人推協、町文化協会の使用については、当該団体と協議し、減免措置を廃止し使用料を全額徴収している。吉野運動公園の使用料についても、減免額及び減免団体について検討してきたが結論に至っていない。	B	5	施設使用料の減免措置の適正化(吉野町中央公民館、吉野運動公園)	平成23年3月末		減免基準を見直し、要綱を整備する。	平成23年4月要綱施行。					
											12月末の進捗見通し		日々の使用に関する運用は適正に行っているが、減免措置等が慣例化により運用している面もあり、減免基準を明確化する。	平成24年4月要綱施行	
											3月末の進捗状況			平成23年4月要綱施行予定であったが、運動公園、中央公民館の減免対象団体の整理でまとまらなかったため23年度末施行に至らなかった。	
	社会教育セミナーの実施方法の見直し	社会教育課	社会教育セミナーの経費について検討し、資料(材料)代に相当する参加費を徴収するシステムを確立した。講師代、会場使用料等の経費についても引き続き検討する。ここ5年間の生涯学習諸学級への助成金等が2,510千円の減額という効果を見ているが、その効果に見合う学習保障は必要であることから、創意工夫したメニューを提案していく。	B	2	参加者負担の適正化	平成23年3月末(開催年度)		次年度の開催にむけて、経費の大半を受益者負担で賄うということを参加者に説明し、意識づける。このために、要綱等を策定し基準を設ける。	講師料、テキスト代、使用料等の負担を促す。					
											12月末の進捗見通し		参加費を徴収するシステムを構築できた。	-	
											3月末の進捗状況			平成23年以降も参加費を徴収することをもって完了とする。	
ウ.	遊休町有地等の処分	総務課	未売却地については、路線価等と原価に価格差があることから予定価格の適正な算出が重要である。隣接所有者への売却交渉が望ましい物件もある。	B	2	未売却町有地の早期処分 ・平尾展望台跡地 ・旧国栖保育所跡地 ・民間賃貸地(吉野山)	平成22年12月末		一般競争入札 ・随意契約 ・各物件周辺の取引価格を参考に適正価格を提示する必要がある。	近隣の実際の取引価格を参考とし、対象物件の売却を図る。					
											12月末の進捗見通し			一般競争入札執行(10月平尾 申込者なし) 随意契約交渉実施	
											3月末の進捗状況	平成23年3月末	未売却町有地の早期処分 ・平尾 これまで3回の公売実施。申込者なし ・国栖 境界未確定の為に地積調査後実施予定 ・吉野山 境界で係争中のため自治会長、役員と協議し 先送り	売却には至らなかった。	

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B.健全で効果的な行財政運営の推進【2】財源の確保 ②

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容				
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで	
エ.	広告事業の推進	・事務封筒の無料入手 (各課共通用)	財務課	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続して募集する。	B	2	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。	随時	現状を継続して取り組む。	実施を重ねていく。
		12月末の進捗見直し		広告入り各課共通封筒の寄贈を継続して募集する。			広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。	平成22年12月末	新に新規募集を募る準備をする。	長形3号封筒の新規募集34,000枚を1月より募集できるように事務を行う。角形2号封筒については、引き続き随時受付を行う。
		3月末の進捗状況								長形3号封筒の新規募集34,000枚の募集手続を行う。角形2号封筒と共に引き続き随時受付を行った。
		・広告入り窓口封筒の導入 (町民課窓口用)	町民課	町民課窓口の戸籍、印鑑証明、住民票等に使用する窓口封筒を製作しているが、今後は広告入封筒とし、広告主に広告入封筒を寄贈していただき制作コストの削減を図る。	B	2	戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。	平成22年9月末	平成20年度策定した要綱にしたがい、申込者を公募し実施する。	10,000程度の封筒の寄付を受ける。
		12月末の進捗見直し		町民課窓口の戸籍、印鑑証明、住民票等に使用する窓口封筒を製作しているが、今後は広告入封筒とし、広告主に広告入封筒を寄贈していただき制作コストの削減を図る。			戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。	平成22年9月末	戸籍・住民票・印鑑証明等は各種契約時に必要な事があることから、消費者行政活性化補助金を活用し、消費者問題に関する啓発や、消費者相談窓口の広報もかね補助金において作製した。	10月に20,000枚の封筒を作製した。
		3月末の進捗状況					戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。	平成23年3月末	戸籍・住民票・印鑑証明等は各種契約時に必要な事があることから、消費者行政活性化補助金を活用し、消費者問題に関する啓発や、消費者相談窓口の広報もかね補助金において作製した。	10月に20,000枚の封筒を作製した。
		・広告入り封筒寄贈の導入 (税・保険料等の案内通知用)	町民課 税務収納課	税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等案内通知用封筒、約2万通の広告掲載による封筒寄贈の確保に向けて、準備を行う。	B	2		平成23年度予算編成時期まで	他の公共団体において実施している税に関する納付書等への広告掲載状況を調査研究し、基準となる要綱策定から募集・実施までの過程を明確にする。	平成23年度から実施できるよう準備を整える。
		12月末の進捗見直し						平成23年3月末	現在、広告掲載実施要綱、広告掲載基準により広告掲載募集要領を作成しているが、機構改革による課の名称が決定し次第募集をする。	新年度から使用する封筒を、平成23年1月から3月に募集し、広告掲載料を徴収して作成する。
		3月末の進捗状況					【国保・後期】 機構改革に伴い、税と保険等業務のセクションが分離し、また、保険や年金の還付金等にかかる詐欺が全国的に多発していることもあり、消費者行政活性化補助金を活用し啓発をかねた封筒の作製を行いたい。 【税】 広告入り封筒を納税関係通知等で使用する(年間約2万通)他課共通封筒も考えたが、税の特殊性を鑑みて掲載企業の選考が難しい。		平成23年3月末	【国保・後期】 県消費生活担当課と調整し、消費生活活性化事業補助金を活用し、消費者問題啓発用封筒を作製したい。 【税】 他町で奈良農協の広告掲載を開き、吉野町所在の農協支店の方々に説明、他町の金額と同じなら広告掲載の承諾口頭でもらう。
		・広告入り封筒の導入 (介護保険事業用)	長寿福祉課	介護保険事業に使用する封筒について、広告入り封筒を導入し事業者等からの寄付を募る。	B	2	財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。	平成23年3月末	町の広報誌・ホームページで募集する。	1回目は5月10日締めで募集中(5,000枚3口)3口分の申し込みが完了するまで募集する。
12月末の進捗見直し					財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。	平成23年3月末	1回目公募 4月15日～5月10日 広報5月号およびホームページで募集。 2回目公募 9月25日～10月31日 広報9月号およびホームページで募集。	1回目公募分 5,000枚(1口)の申し込みがあり、寄付完了。 2回目公募分 10,000枚(2口)の申し込みがあり、3月末までに寄付完了予定。		
3月末の進捗状況					財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。	平成23年3月末	1回目公募 4月15日～5月10日 広報5月号およびホームページで募集。 2回目公募 9月25日～10月31日 広報9月号およびホームページで募集。	2回目公募分 10,000枚(2口)の申し込みがあり、5月末までに寄付完了予定。		
オ.	・ふるさと納税の推進と継続納付にむけた「ふるさと応援団」の創設 ・吉野人ネットワークの充実	まちづくり 振興課 (観光交流室)	制度開始以降、クレジット納付をいち早く取り入れるなど、納付手続きの簡素化につとめてきた。「吉野」ブランドに支えられて、県内他自治体と比べ全国各地からの納税者が温かい支援を送ってくれている。今後、継続的な納付動機を喚起できるような仕組みづくりと、実際に本町にも訪れていただけるファンを更に増やし、支援の輪を広げていくことが求められている。	B	2	ふるさと納税推進と「ふるさと応援団」の組織化と今後の展開を明確にする。	平成22年10月迄	観光商工課所管の「吉野人ネットワーク」と連携しながら、「ふるさと応援団」の組織化を進める。	「ふるさと応援団」の旗揚げと今後の組織展開の仕組みを確立する。	
			12月末の進捗見直し	ふるさと応援団 みよしの倶楽部には、町内の方々も入会してくださっている。今後は、ふるさと納税推進の方策として、町内の方にむけたメッセージ発信のあり方を検討する必要がある。			ふるさと応援団 みよしの倶楽部の組織化が達成された。事務の分担も明確になり、観光商工課で、今後の展開を企画立案中である。	平成22年12月末	年末に発送する新年の挨拶葉書により、吉野人ネットワーク、ふるさと応援団との連携をさらに醸成するメッセージを送る	ふるさと納税を原資とした具体的な事業を、23年度予算編成のなかで考えていく。
			3月末の進捗状況							ふるさと応援団(みよしの倶楽部)の組織化が出来た。(現在会員318名)
カ.	第2次行財政改革プログラムの進捗管理と住民への情報提供	財務課	平成22年度中に取り組むべき各課の重点目標の進捗管理を確実なものとし、その実現にむけた支援が、行財政改革担当課としての役割である。また先に実施された住民アンケート結果の反省を踏まえ、行政が取り組む行財政改革について、その進捗度、達成度を住民に提示し理解を求めることが欠かせない要件となっている。	B	2	過去5ヶ年の取組の総決算、新たな目標設定実現への取組にむけた進捗管理、取組を進めるにあたっての問題点、課題を明確にしなが、次期行財政改革プログラムづくりへ活かす。	9月に重点改革プログラム2010の中間ヒアリングをもとに、当初目標の設定とこれまでの取組の有効性について検証し、見直しが必要であれば修正する。総合計画策定の進捗に合わせて、次期行財政改革プログラムの策定作業にあわせて、2月を目処に総括する。	重点改革プログラム2010の中間ヒアリングをもとに、当初目標の設定とこれまでの取組の有効性について検証し、見直しが必要であれば修正する。総合計画策定の進捗に合わせて、次期行財政改革プログラムの策定作業にあわせて、2月を目処に総括を早め、取組の移行作業も合わせておこなっていくこととする。	目標設定時、実績評価時、それぞれ議会へ報告し、住民に情報提示する。 1年間の取組において抽出した課題、問題点は、次期行財政改革プログラムに移行し、完了案件は、1年度限りの集結として明確に結論づける。	
			12月末の進捗見直し			第1次行財政改革プログラムの結果、行財政改革重点プラン2010の内容について	平成22年11月末	広報よしのの誌面に7月～11月までの連載記事として住民に周知	行財政改革プラン2010の成果については、今後、第1次プログラムの成果と同様に、取り組みの結果を住民に掲載する。	
			3月末の進捗状況							行財政改革プラン2010の成果及び吉野町第2次行財政改革大綱については、総合計画と時期をあわせて公表していく。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【3】補助金・公共料金の適正化

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容											
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで								
ア.	町単独補助金の適正化	・(税務収納課関係)	税務収納課	たばこ税は町民の健康思考が強くなり、たばこ離れが加速化して、平成17年度に57,452,674円が平成21年度には42,603,519円(25.85%の減)となる。町煙友会補助金は、平成17年度時点の額134,000円が毎年見直されて平成21年度は77,000円(42.96%減)となった。平成22年10月よりたばこ税の税率改正による減収も予想される。今年度においては、活動内容に応じて補助金を支出するよう検討。	B	3	町煙友会補助金を活動内容に応じて支出する。	平成23年3月末	たばこ税は町民の健康志向により年々減少傾向にある。平成22年10月にはたばこ税の税率改正により減少が予想されることから消費拡大等の活動実績により補助金を支出する。	たばこ税の税率改正がある中、活動実績報告により必要経費を精査の上、予算内において補助する。							
		12月末の進捗見通し											補助金を活動内容に応じて支出する。		煙友会の活動内容の確認をする。	3月末までに支出する	
		3月末の進捗状況											町煙友会補助金を活動内容に応じて支出。	平成23年3月末	煙友会の活動内容の確認を行う。	事業内容を精査し、適正な支出を行った。	
		・(まちづくり振興課関係)	まちづくり振興課	関係諸団体への補助金については減額をしており、それなりの効果額はでているが、22年度予算より事業費補助へと移行を進める中、事業の必要性等を見極める基準が必要となってきた。	B	3	関係諸団体が実施している事業を洗い出し、その必要性を審査する。	平成23年度10月末	従来補助金の既得権を認めず、全ての補助団体に新規と同様の補助金交付要望書の提出を求める。		平成23年度予算に反映する。						
		12月末の進捗見通し												23年度予算査定までに関係団体のヒアリングを完了			
		3月末の進捗状況															平成23年度予算査定までに、関係団体と来年度の要望事項・事業計画・前年度決算報告等を基に、ヒアリングを行い、平成23年度予算に反映することが出来た。
		・(まちづくり振興課・観光交流室関係)	まちづくり振興課(観光交流室)	町単独補助金を平成16年度から比べて50%以下に削減をおこなった。	B	3	町単独の補助金を適正に支出し効果的になっているか検証する。	今年度中に検討、協議し、来年度から実施出来るものは実施していく。	当課以外の動向も考慮しながら、当該団体等と協議をおこない効果を見極め実施する。		効果の有無等を確認し、交付金等に移行するべきか判断する。						
		12月末の進捗見通し												各当該団体の活動状況と補助金の効果を検証			
		3月末の進捗状況															各種団体の事業実績報告書を基に、ヒアリングを実施し、効果の検証を行い、適正な補助を行った。
		・(社会教育課関係)	社会教育課	生涯学習諸学級の運営方法について見直しを行い、経費については直営方式とした。各種団体と補助金の活用について協議してきた結果、町人推協、町文化協会、町体育協会等の補助金を減額した。また、町人推協については、主体的に補助金枠の返上をしている。	B	3	各種団体の補助金については、金額のみならず、その活用方法、使途も含め精査する。しかし、必要経費については確保しなければならない。	平成22年6月末	単に当該団体の活動のための補助金という位置づけではなく、その活動が町全体としてどれだけの影響や成果があるのかという事も含め協議を進める。		平成22年～26年の5カ年の補助金ベースを確定させる。						
		12月末の進捗見通し														単に当該団体の活動のための補助金という位置づけではなく、その活動が町全体としてどれだけの影響や成果があるのかという事も含め協議を進める。	平成22年～26年の5カ年の補助金ベース当該団体に周知する。
		3月末の進捗状況															平成22年～26年の5カ年の補助金ベース当該団体に周知する。文化財補助金については、平成22年度中に基準を定めたことにより、適正化を完了した。

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【4】アウトソーシングの促進

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容										
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで							
ア.	吉野運動公園の管理体制検討		社会教育課	吉野運動公園の管理方法について検討してきた結果、22年3月末をもって管理人による常直体制を廃止した。引き続き、指定管理者制度の導入も含め管理体制について検討する。緑地管理については緊急雇用対策で対応したが、当該事業廃止後の管理体制が課題となっている。	B	4	指定管理者制度の導入について継続した検討(吉野運動公園)	平成22年11月末	将来の展望を見据えた上で、指定管理者制度の導入と直営方式をあらゆる角度から精査し、管理方法を検討する。	平成23年度からの運営体制について、指定管理若しくは現状より縮小した形で直営管理を行うか等、判断資料を作成する。						
		12月末の進捗見通し											部分委託も視野に入れて、管理方法を検討	平成23年9月末	運動公園の利用者の意見も参考にしながら進める。	部分委託の先に指定管理とつながるよう
		3月末の進捗状況														吉野運動公園の将来的な管理方法について検討の域から出ていない。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【5】公共施設の管理運営方法の見直し

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容			
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	吉野病院再生に向けての取組	・南和地域の公立病院の再編・ネットワーク	病院	南和地域において、五條、大淀、吉野の各病院とも医師確保がままならない状態が続いている中、病院財政は悪化の一途を辿っており、自治体本体の運営を圧迫している状態となっている。今後、南和医療圏における医療提供体制を構築するにあたり、それぞれ単独での病院経営だけでなく3病院の再編構想まで協議していく。	B	5	3病院の再編の基本構想の決定	秋までに	南和医療圏の勉強会(奈良県、五條市、大淀町、下市町、吉野町)をもとに、各首長の合意を図る。	まずは各自治体の首長の合意を形成し、その後シンポジウムの開催等とおして、住民、議会の共通認識を図る。
		12月末の進捗見直し		同上			同上	平成23年2月か3月頃	南和の医療等に関する協議会の決定による。	3病院の医療機能・拠点病院の位置及び規模・負担割合の案
		3月末の進捗状況		同上			同上	第4回協議会(4月開催)	南和の医療等に関する協議会の決定による。	奈良県地域医療再生計画(案)策定済み。
	吉野病院の経営運営形態の見直し	病院	・吉野病院の経営運営形態の見直し	整形外科の医師不足により、病床利用率が低下している。病床の利用率向上のため運営形態(療養型、看護基準の変更等)の見直しを行う。	B	5	病床利用率が上がる運営形態の確立	平成22年9月末	事務局案をコンサルと共に作成し、議会およびあり方委員会に図る。秋以降は移行の準備を行う。(建物改修、人員確保、新体制の確立)	平成23年4月には、病床の利用率を75%までにする。
			12月末の進捗見直し	同上			同上	協議会の動向を見ながら	運営形態の変更の場合、院内の改修が必要になるため、事務局では案を作りながら、協議会の動向を見守りたい。	協議会の動向を見守る。
			3月末の進捗状況							院内定例会、運営委員会で病床の利用率増加に向け協議、入院患者の増加に努めたが、在院日数の基準から利用率は60%にとどまった。
イ.	ビジターセンターの運営管理体制の見直し	まちづくり振興課(観光交流室)	吉野山ビジターセンターを平成21年度に、県より無償譲渡を受け、現在臨時職員を期間を最小限として配置して運営を行っているが、指定管理者制度の導入を含む新たな管理活用方法を検討する。	B	5	指定管理者制度の導入も含め利便性、効率性を考え運営管理の見直しをおこなう。	平成23年3月末	開館時間、管理経費等を考慮しビジターセンターとしての有効利用の方法を実施する。	指定管理者制度の導入も含め、現在よりも利用者の利便性と経費の削減ができる管理方法の決定をする。	
			12月末の進捗見直し							
			3月末の進捗状況							新たな管理運営方法について、指定管理制度導入も視野に入れ、検討中である。決定までに至っていない。
ウ.	公共施設指定管理の促進	総務課	地域との協議の結果、平成21年11月より国栖・中竜門地域の活動拠点として『国栖の里総合センター』、『中竜門地域振興センター』として名称を変更し隔日で開始。国栖、中竜門施設については、事務所以外の施設維持管理を地元の国栖地区自治会・柳区と協議のうえ、指定管理制度での管理運営を実施する。	B	5	指定管理制度による管理運営 ・国栖支所 ・中竜門支所	平成22年12月末	集会所に係る指定管理に関する協定書の締結。	次年度より実施できるような体制づくり	
			12月末の進捗見直し			事務所以外の管理運営		協定書の締結予定		
			3月末の進捗状況						使用目的を明確に位置づけられる段階に至っていない。	
エ.	ケーブルテレビ局の運営体制の見直し(住民参画を含む)と民間委託の検討	協働推進課(広報広聴室)	H8年に設立され公設・公営であった吉野町有線テレビ放送施設は、第3セクター方式のこまどりケーブルに移行し、公設・民営ケーブルテレビとして再出発をした。これによりケーブルテレビ施設の保守管理・顧客管理・課金管理等の業務管理がなくなり効率化を実現した。 一方、吉野町独自の行政サービスとして「音声告知放送サービス」と「自主放送サービス」は今後も継続され、住民に向けた情報提供サービスとして公共情報利用料420円を別に徴収し運営費に充当されている。 この様な中、特に自主放送の運営による情報提供は、CVY職員の効率化が図られた。また、一部アナウンサーの外部人員の導入を図って来た。今後ケーブルテレビによる情報提供の充実化と住民参画を含めて、制作体制を見直し、自主放送番組内容の向上を図る。	B	5	CATV自主放送番組の制作に積極的に取り組む自治体との広域連携・番組制作への住民参画の促進	平成22年度から継続的に	CATV自主放送番組の制作に積極的に取り組む自治体との広域連携を深める。また住民の番組制作における参画を求めるような仕組みづくりについても検討する。	自主放送番組の充実に向けた効率的な番組制作体制の実施	
			12月末の進捗見直し	現在、吉野町・大淀町・下市町の3者で随時協議を行っている。			協議中のため未定。	協議中のため未定。	協議中のため未定。	協議中のため未定。
			3月末の進捗状況	大淀町は、CATVのデジタル化改修に伴い、その運営方針を今後は単独で民間委託することとなったため、当初の目標の実現は困難となった。				平成23年3月末		当初の方針は実現困難となったが、今後も番組の制作協力を継続していく方向である。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## B:健全で効果的な行財政運営の推進【6】広域行政の推進

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容			
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	戸籍の共同電算化		町民課	両支所から戸籍事務等の移行が完了し、本庁舎にて戸籍の一元管理をする事ができた。 平成22年度については、平成23年度戸籍の共同電算化実施に向けた協議を電算担当課と共に行う。	B	6	平成23年度に戸籍の電算化に向けた準備等を行う。	平成23年度予算編成までに(9月～10月頃)	電算担当課と共に、三町村(吉野・川上・東吉野)と協議を進め、共同電算化の方向と具体的なスケジュールを検討し、法務局並びに県へ確認事項の確認を随時行う。	三町村での共同電算化の具体的な方向性の決定と概算事業費の算出、共同電算化体制を決定する。
		12月末の進捗見通し		戸籍の共同電算化向け、平成23年度事業着手できるよう、吉野広域行政組合を核としながら、吉野町、川上村、東吉野村と協議を行っている。			平成23年度戸籍共同電算化事業着手に向けた	予算並びに条例関係については、平成22年12月まで。 電算機器の仕様等については平成23年3月までに協議を行う。	吉野広域行政組合が中心となり、電算担当課並びに戸籍担当課と具体的な協議を行いながら、業者視察もを行い、仕様書作成や業者選定の検討を行いたい。	平成23年4月に事業着手できるよう準備をし、平成23年度中に電算化移行作業を行い、平成24年3月には戸籍電算化完了としたい。
		3月末の進捗状況		戸籍の共同電算化向け、平成23年度事業着手できるよう、吉野広域行政組合を核としながら、吉野町、川上村、東吉野村で電算機器の仕様や業者選定等協議を行い、新年度早々入札を行い、平成23年度において事業を完了する予定で進めている。			平成23年度中に事業完了するよう事務を進めている。本格稼働は平成24年3月中を予定している。	平成23年度当初に吉野広域行政において業者選定への作業(平成23年度予算編成前までに)	吉野広域行政組合が中心となり、業者選定や各種条例整備等を行い、平成23年5月に紙戸籍等を電算に取り込み、戸籍に記載している内容の疑義照会等を行い、平成24年3月には本格稼働	平成23年度中に電算化移行作業を行い、平成24年3月には戸籍電算化完了としたい。
イ.	電算事務の広域化の研究		財務課	情報システム関係経費の経常経費の削減は、行財政改革において必須のひとつである。 他の自治体での取組実績をみると、広域化により経常経費の削減を達成している事例もある。 今後、戸籍の電算化を含め、吉野広域行政組合構成町村の枠組みで、調査研究を始めることが、三町村の首長間で合意されているところであり、これを進めていく。	B	6	電算事務の広域化についての調査研究を進めながら、組合構成町村での可能な取組を具体化する。	戸籍電算化の動きと併行しての作業(平成23年度予算編成前までに)	電算事務担当者レベルからの協議を重ねる。	平成23年度の戸籍電算化事業予算との関連を踏まえて、今後の見通しを整理し検討資料としてまとめる。
		12月末の進捗見通し				広域化の具体的な調査研究に進捗がないが、戸籍共同電算化における事務的環境が整いつつある。	平成22年12月末	電算事務担当者レベルからの協議を重ねる。	今後の見通しを検討する部会の設定が必要	
		3月末の進捗状況								郡内7町村での戸籍電算化業務を進めるため、調達仕様の作成を共同で行うなど具体的な作業を開始している。その他電算事務の広域化の協議については、各市町村が住基法改正に伴う基幹系電算システムの更新業務への対応に急を要し、具体的な協議を開始することができなかった。
ウ.	ごみに関する広域行政の推進		生活環境課	現在使用している吉野三町村クリーンセンターごみ処理施設については、老朽化等により新しい施設の建設が必要である。 ごみ処理は自治体の責務であり、厳しい財政状況の中で効率的に施設を建設運営する為には、広域的に整備する必要がある。 今後、吉野三町村を中心に地理的に隣接する自治体や組合と調整を行う。	B	6	吉野三町村を中心に地理的に隣接する自治体や組合と広域化について協議、調整を行う。	平成22年12月末	隣接する自治体や組合と、広域化にむけた会議を定期的に開催をする。	広域化を構成する自治体等の広域圏の概要をまとめる。
		12月末の進捗見通し							概要のまとめは、まだできていない。3月末までずれこむ見込み。	
		3月末の進捗状況							吉野三町村クリーンセンターが中心となり、御所市・田原本町と施設新設に向け、一組に参画すべく調整も不調に終わった。	
エ.	教育委員会の広域化の研究		教育総務課	「教育委員会の広域的な連携の作業部会」に出席して情報収集を行い、近隣市町村の動向を見ながら研究していく。	B	6	教育委員会の広域化についての方策について	平成23年3月末	「奈良モデル」検討会の作業部会へ参加する。	他町村の動向や「作業部会」の進捗段階に合わせ、成果を整理する。
		12月末の進捗見通し				作業部会に参加。				
		3月末の進捗状況				文化財事業について、吉野町・大淀町以外の町村には文化財専門職員がいない。 非常勤講師について、非常勤講師の希望者が少なく、毎年非常勤講師の確保が困難である。			「文化財事業の共同実施」と「非常勤講師の連携確保」について検討。	「奈良モデル」検討会作業部会に参加

## C:積極的な情報提示・開示の推進【1】公会計改革・会計制度の見直し

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容			
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	公会計改革の取組		財務課	公会計改革・会計制度等の見直しを行う。	C	1	公会計改革・会計制度等の見直し	平成23年3月末	関係各課と連携調整しながら進めていく。	平成23年秋に平成22年度の決算を公表できるように準備する。
		12月末の進捗見通し		公会計改革・会計制度等の見直しを行う。			資金収支計算書の作成	平成22年12月末	関係各課と連携調整していく。	ほぼ完成の状態まで作成する。
		3月末の進捗状況								平成21年度資金収支計算書は、完成させることができなかった。平成22年度決算の財務諸表作成準備も十分にはできなかった。
イ.	公会計制度の見直しに伴う公有財産台帳の整備		総務課	土地等の評価の前に固定資産台帳の整備を行う必要がある。	C	1	固定資産台帳の整備と評価	平成23年3月末	町財産の把握を行うため、税務保険課の固定資産の名寄台帳より抽出する。	評価額を含めない台帳を整備する。
		12月末の進捗見通し		緊急雇用事業を活用し、平成23年度として県へ要望中			H23緊急雇用創出事業によるデジタル化事業に対応。			固定資産の名寄台帳より抽出し、土地・建物の不動産について公有財産台帳・道路台帳・河川台帳・林道台帳・林道台帳から一定の調査は終了。ただし法定外公共物の里道・水路については不明である。
		3月末の進捗状況		緊急雇用事業を活用し、平成23年度として県へ要望			業者委託を行う為、仕様書の作成	平成23年3月末	仕様書内訳金額の積算	入札執行可能

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## C:積極的な情報開示・開示の推進【2】積極的な町政情報の公開・提供

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容					
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで		
ア.	住民への行政情報提供の推進		協働推進課 (広報広聴室)	住民への行政情報の提供については、平成21年11月に実施した住民まちづくりアンケートの結果においても、行財政改革をはじめ諸施策の情報提供や住民意向の聴取について、住民の満足度は低く、また今後重点的に取り組むべき事項としてあげられている。 また、協働のまちづくりを進めるためには、住民と行政が対等な関係で情報を共有することが重要であり、その意味でも取り組みが急務である。 ケーブルテレビによる映像情報、音声告知による音声情報、印刷物の広報紙による情報、HPによる情報提供により、行政・地域・文化観光等の情報を発信していく。	C	2	様々な行政情報の積極的提供 情報提供に関するガイドライン策定の検討	情報提供については年間を通じて、出来るだけ早く、ガイドライン策定の検討については、第4次総合計画や第2次行財政改革プログラムとの策定状況を見ながら、平成23年3月に策定の是非を検討する。	広報誌、自主放送、文字ニュース、ホームページ等、あらゆる情報提供ツールを出来る限り活用し、分かりやすい内容のものを迅速に情報提供する。 職員が取材現場で出演し、制作に参加する方法で各課の取り組みを映像化・紙面化し住民に情報提供を行う。	町政運営にかかる基本方針や重要な基本計画、重要な施策の進捗状況、職員の定数及び給与、財政、審議会、環境・福祉・健康・防災・教育その他町民生活に密接な関係がある事項、及び町が行う行事等について、担当課の判断により情報提供が可能なものから進める。	
								情報提供に関するガイドライン策定のための検討。			
							町の基本的な政策、計画、条例の制定にあたり、その趣旨・目的・内容等を事前に公表して意見を求め、提出された意見を踏まえて政策等の意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表するためパブリックコメント手続制度を導入する。			吉野町パブリックコメント手続に関する指針を制定する	平成23年3月末
イ.	個人情報保護制度の確立		総務課	国では、平成15年5月「個人情報保護関連5法」が成立、平成17年4月に法が施行され、現在各地方自治体では情報公開条例の整備とセットで100%個人情報保護条例が制定済みとなっている。 しかし、当町ではこれまでの、電算条例を適用し、策定済み(奈良県内で吉野町のみが未制定)としてきたが、災害時要援護者リストの共有等ができないこともあり、早急の整備が必要である。	C	2	個人情報保護条例制定に伴う万全な運用体制の確立	罰則規定について地方検察庁との協議を9月議会までに終え、9月条例施行を目指す。	個人情報洗い出し職員説明会4月下旬に開催。 洗い出し調査5月末までとする。 各課ヒアリング6月中旬に実施する。 6月議会で実施機関に議会をいれるかどうか具申する。 検察庁との協議を8月中旬までに終える。 運用マニュアルの作成。 9月議会条例上程並びに電算条例廃止する。	9月議会上程議決後、施行する。	
									12月議会上程		H23.4月施行
							個人情報保護条例制定済	平成23年3月末	条例及び規則に基づき実施	平成23年4月実施済	

## D:職員能力の開発と適正な人事管理の推進【1】専門性、政策能力等を有する人材育成と活用

小項目		課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容							
				大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで				
ア.	職員研修計画の作成		総務課	「吉野町人材育成基本方針」を平成21年4月に策定した。研修に対する職員の意識も向上しつつあり、基本方針に沿った平成22年度の職員研修計画を早急に作成する。	D	1	平成22年度職員研修計画の作成。	計画作成に向けた準備<4月~5月末> 計画作成<6月中> 研修自体は平行して実施していく	「吉野町人材育成基本方針」を基に、今年度、実現可能な計画を作成する。なお、奈良県市町村職員研修センターの研修も随時取り込み活用する。全国市町村国際文化研修所の研修内容について職員に周知し、希望者を募る。	基本方針第4章の分類別及び階層別に具体的研修を計画し実施する。			
							平成22年度職員研修計画作成済み。	平成22年6月末 計画策定済	町内LANの掲示板を利用して、職員に周知。応募者多数の場合は調整している。	各階層別研修を実施			
							平成22年度職員研修の実績を踏まえ、新年度の職員研修計画を、県市町村職員研修センター等が主催する研修事業をベースに立案した。昨年から協働のまちづくり元気創造事業の企画立案には、職員の自主的な参加によるワーキンググループが出来、職場内研修のあらたな機会として期待できる動きがある。			平成22年度職員研修計画に基づく研修の実施	平成23年3月末	町内LANの掲示板を利用して、職員に周知。応募者多数の場合は調整を行う一方で、総務課から直接、該当する職員への勧誘もしている。	平成22年度実績:受講講座数73件・受講延べ人数79名(公営企業会計職員含) 受講率 全職員の36.07%
イ.	人事評価制度試行の活用		総務課	人事評価制度が平成21年度後半から試行導入されている。 活発な課内での対話に活かせていないため、活かせる方策を検討・実施していく。 各課員の目標が明らかになるように、面接だけでなく、各課内での指揮命令系統に則って自薦に課内会議やグループ会議を行うことを奨励する。 人事評価の日程を職員に啓発する。	D	1	人事評価制度を活用させる。	平成23年3月末	各課で人事評価ツールを用いた対話をする機会を設けてもらう。 吉野町全体の目標と、各課の目標、グループの目標、各職員の目標が系統立ったものになるように、もっと政策の方向性を対話する。職員間で、お互いの能力や得意分野も話してできるように事務を行う中でも、自分の評価が納得できるように話し込む。	各課で人事評価制度を契機とした対話や議論をする雰囲気づくりを醸成する。 吉野町全体の目標と、各課の目標、グループの目標、各職員の目標が系統だったものとして、お互いが理解できるよう、通常業務のなかで政策立案にかかわる話し合いの機会を重ねる。お互いの能力や得意分野についても話題を広げるなど、人事評価制度における職員の相互理解を深める。			
							人事評価制度試行中						
							人事評価制度試行中	平成23年3月末	業務評価と能力評価について、目標設定時、期間途中及び評価決定時に対話を行う。	今後の課及び個人の目標に取り入れた。			
ウ.	職員による教室、講座の開催		社会教育課	歴史、文化の分野においては、文化財担当者が資料館を拠点に教室を開催している。 人権教育推進講座についても、人権教育担当者を軸に連続講座を実施。人権施策担当者を講師に依頼し実施してきた。 今後は、福祉・介護、高齢者、子ども等の課題について担当職員を登用し組み立てていく作風も必要となる。	D	1	他課の職員を登用した教室・講座	平成22年度中	職員のスキルアップと同時に経費削減(講師料)の観点から、社会教育セミナーでの栄養士(料理教室)や、人権教育講座での福祉・介護、子ども・高齢者問題等の課題で、担当課職員を登用する。	各種教室・講座の実施。			
							既存で実施を完了した分野については、継続的に事業を実施する。本年度については、他課との連携の強化を図る。	D	1	他課との連携の強化	平成23年度12月まで	社会教育課の各種事業の趣旨を各課に周知し、当該事業に対する理解を得る。また、各種の制度を利用して職員の資質の向上を図り、次の段階に向けて人材を確保する。	職員を講師・指導者とする各種教室・講座などの継続的実施を図れる体制の確立
											人権教育さわやかセミナーにおいて、健康福祉課の職員を登用した歴史・文化の分野においては、担当職員が定期的に教室事業などを展開した。		

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## E. 協働のまちづくりの推進 【1】町民と行政との協働・住民自治が進むシステムづくり

小項目		課題等における概要	重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容							
			大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで				
ア.	住民と行政の協働によるまちづくりの推進	協働推進課	E	1	協働のまちづくり交付金制度の創設と実施。	7月に公募、9月に交付決定、3月に実績報告。	7月の公募に向けて、助成対象となる団体・提案事業・行政の関わり方などについて、庁内調整及び要綱設置する。応募団体及び提案事業の選考を行い、9月に交付決定。3月末に実績報告を受け、結果を公表する。	新規事業であるため、選定基準等についてハードルを低く設定するが、財政状況や社会情勢を鑑み、公益的な事業に対して優先的に助成する。				
									12月末の進捗見直し	協働のまちづくり交付金制度を創設し、7月に公募を行い、8月に助成対象団体の選考、9月に交付決定を実施した。年度末に実績報告を受け、結果を公表する予定である。		
									3月末の進捗状況	地域に根差した住民活動団体等が取り組む自主・自律的な活動のうち、行政との協働で進めることでより大きな効果が期待される事業や公益的活動を行う団体に対し、協働のまちづくり推進交付金を交付し助成する。	協働のまちづくり交付金の助成対象の6団体から事業完了報告を受け、それぞれの事業を公表する場として事業報告会を開催した。	3月中旬までに実績報告 3月17日に事業報告会
イ.	町道等の維持管理に係る自助・共助・公助の基準づくり	まちづくり振興課	E	1	まちづくりの基本方針と整合を図る必要があり、担当課の見解だけでは対応が難しいので、基本的な方向性を定め、町としての基準を定める。	過疎化、高齢化の進捗により、これまでの取組の見直しや地域性の考慮が必要となる等、一定の基準を定めることは、大変困難であるが、年度末までに取り組む。	現在の状況を整理するとともに、他の自治体での取組事例等を参考として、吉野町の現状に則したルールづくりとは何かを調査研究する。	調査研究の成果等をもとに、吉野町としての取組の指針となる素案をまとめる。				
									12月末の進捗見直し	基準となるのは、事業採択基準と考えるので、採択基準の早期作成を図る	23年度中にガイドライン作成	
									3月末の進捗状況			採択基準の検討中である。
ウ.	環境問題に対する行政関与の必要性	生活環境課	E	1	菜の花プロジェクト(循環型社会)の住民との協働。 ・菜の花の収穫と次年度栽培準備 ・廃食油の回収	5月末頃 菜種の収穫 7月頃 廃食油の回収 菜種の搾油 10月頃 BDF(バイオディーゼル燃料)による公用車の運行。	広報紙による協力者募集(5月)を行い、菜の花の収穫、栽培及び廃食油の回収を行う。	菜の花の収穫と栽培 廃食油回収とBDFによる公用車の運行。				
									12月末の進捗見直し			BDFによる公用車の運行以外は出来ている。
									3月末の進捗状況			2月22日からBDFによるスマイルバス運行を開始
エ.	河川美化に関する協働の推進	生活環境課	E	1	河川占用許可取得についての調整を行う。	平成22年9月末	河川ごみ問題で苦慮している地域の河川敷について、河川管理者である県との調整を行う。	河川占用の法的根拠や県外での事例等について協議し、調整を行う				
									12月末の進捗見直し			県河川課と協議した結果、町が河川占用許可をとることが前提条件となるが、リバーフィールド以外で、面積の確定と安全面を確保できる箇所は見当たらない事から、困難であるとの回答であった。
									3月末の進捗状況			県との調整は不調となったが、宮滝地内の河川環境美化について、河川交流センターの指定管理契約の改定にあわせ、別途、地元と協議していく方向で観光商工課と意志統一を図った。

# 吉野町行財政改革重点プラン2010実施計画

## E. 協働のまちづくりの推進 【2】自主的な住民活動への支援

小項目			課題等における概要		重点改革2010体系		今年度重点項目として取り組む内容						
					大項目	中項目	何を	いつまでに	どのようにして	どの程度まで			
ア.	地域観光活性化の充実		まちづくり 振興課 (観光交流室)	国栖の里観光協会は発足から約5年を経過し、フェスタ等のイベントも定着し入り込みも徐々に増えてきているが、地域を巻き込んだ活発な活動まではいっていない。 津風呂湖観光協会は既存のイベント等は活発に行っているが新たな客の取り込みが課題と思われる。	E	2	地域の人々と協働して新たな来訪者の獲得をはかり組織を充実し、認知度アップをはかる。	平成23年3月末	地域の人々と協働して事業の充実をはかり、着地型の観光を促進する。	住民主体となって策定する新たなイベントづくりに職員が参画することにより来訪者の増加をはかる。			
		12月末の進捗見通し											
		3月末の進捗状況									各組合の取組は充実してきたが、住民との協働参画などの取組の課題が残っている。		
イ.	起業家の支援		まちづくり 振興課 (観光交流室)	他の地域から起業家からの空き家、空き店舗等の問い合わせは企画調整課の空き家バンクでお願いしているところであるが、登録物件も少なく今後、国栖地域などは工房のネットワーク等を活用を検討していく。	E	2	町内外の起業家が町内で活動できる拠点(住居・店舗・工場)の情報提供	今年度末までに情報提供体制を検討する。	地域住民と連携して空き家バンク担当課、地元(自治会長・持ち主)と協議しデータの蓄積を図る。	データ(空家・空き店舗・空工場・空地)の作成と情報提供体制を整え、平成24年度からの実施を目指す。			
		12月末の進捗見通し											
		3月末の進捗状況									情報を提供出来るまでには至っていない。		
ウ.	各種団体への関わり方	社会教育関係機関・団体との連携、協働	社会教育課	社会教育関係機関団体への関わり方(支え方)について検討してきた結果、青少年指導員会や町人推協等では主体的に組織運営をする機運が醸成された。しかし、他の組織とは「行政の責務」と「自主的な組織運営」の整理が出来ておらず、引き続き協議する。 吉野スポーツクラブのNPO法人化にむけて支援体制を強化した。その上で、法人化後の関わり方について当該組織と整理しなければならない。 より多くの町民の参加をめざして「Yoshinoわいわいフェスタ」を町人推協の研究集会との共催で実施。 町民体育祭、町民文化祭等の町民催しクラブ・体協の事業連携が進む中、その役割分担や、組織の役員構成などまだまだ検討課題がある。また、行政独自で行うこと、行政との連携で行うべきもの、組織自体で行うべきものの整理を行う中で、町の社会体育振興について考えて行くため、行政・団体が集まったの協議する機会を設けていく。	E	2	各種団体が主体的に活動することを明確する。併せて責任分担を明確にする。	平成22年6月末	社会教育事業、人権教育については関係団体との協働が確立されている。 平成21年度後半より、社会体育団体との関係を整理するために体制を強化しており、協働意識を提起しながら当該団体の組織強化を図る。	(仮)社会教育関係団体連絡会議を立ち上げ、各種団体の連携、協働を図る。 町民体育祭、町民文化祭を関係団体と検討し、協働の視点を前面に押し出した形で事業展開する。			
		12月末の進捗見通し		行政独自で行うこと、行政との連携で行うべきもの、団体独自で行うものの整理							平成22年12月末	社会教育関係団体連絡会議を開催し、各種団体の連携、協働を図る。体協・クラブ・体指等の社会体育団体代表者を集めての会議開催。町としての社会体育振興の方向性を統一した見解で同じ方向をみて進めるよう協議する。	行政と団体が協働・連携を図りながら事業展開出来る程度まで。
		3月末の進捗状況										22年度は、社会教育関係団体連絡会議を構築し、町民文化祭・通学合宿・ワイワイフェスタ(震災で自粛)・映画会を関係団体同士の協力で個々の団体が自主的な組織運営を実行できた。また、吉野スポーツクラブは、平成22年8月にNPO法人格を取得した。取得後、クラブとの関わりについて協議中。体協についても事業精査を行い、クラブとの連携を中心に進むこととなった。役員構成については23年度末に決定する。クラブ・体協・その他団体との連携や、町主催イベントなど町のスポーツ振興についても調整中。	